○財務省告示第二百九十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年九月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年十月二十三日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第22回	400,000,000円	101.05円
〃	第22回	5,300,000,000円	101.10円
〃	第23回	1,400,000,000円	100.05円
〃	第23回	1,000,000,000円	100.10円
〃	第23回	600,000,000円	100.15円
〃	第24回	600,000,000円	99.60円
〃	第29回	1,000,000,000円	94.47円
〃	第29回	1,500,000,000円	94.53円
〃	第30回	3,300,000,000円	92.87円
合計		15,100,000,000円	

○農林水産省
経済産業省告示第三号
国土交通省

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第二十八条の規定に基づき、公益財団法人日本合板検査会（登録実施機関第００１号）から登録実施事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第三十六条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省令第一号）第十三条第一項の規定に基づき、一般財団法人日本ガス機器検査協会（登録実施機関第００３号）から登録実施機関の登録を受けた者の氏名を変更する届出があり、同条第三項の規定により変更の登録をしたので、同条第四項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十月二十三日

農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲

一　公益財団法人日本合板検査会（登録実施機関第００１号）

㈠　変更する事務所の名称　中国検査所

㈡　変更する事務所の名称及び所在地

変更前	中国検査所　島根県松江市学園一丁目九番八号
変更後	廃止（九州検査所　福岡県北九州市門司区西海岸三丁目一番三十八号　に統合）

㈢　変更の年月日　令和八年四月一日

二　一般財団法人日本ガス機器検査協会（登録実施機関第００３号）

㈠　登録実施機関の登録を受けた者の氏名の変更

変更前	中西　英夫
変更後	廣實　郁郎

㈡　変更の年月日　令和八年六月二十三日

○国土交通省告示第千二百九十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第二東海自動車道横浜名古屋線	富士市西船津字トツラ沢六〇四番八から同市北松野字小森五三六番三地先まで	令和八年十月二十六日〇時
〃	富士宮市山本字石ノ宮九一一番八地先から同市内房字鴉	〃

○国土交通省告示第千二百九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
豊川市橋尾町大道通一八番六から同市麻生田町為京六二番三まで	前	最大 六三 最小 二六	四六五
	後	最大 六三 最小 二六	

○国土交通省告示第千二百九十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
日進市米野木町南山九七八番一一	前	最大 一七八 最小 一二三	一一五
	後	最大 一七八 最小 一二三	